

柏福指内第43号
平成28年5月30日

社会福祉法人理事長 様

柏原市健康福祉部福祉指導監査課長

社会福祉法人現況報告書並びに社会福祉施設最低基準等
状況調査書（施設調書）の提出及び公表について（依頼）

日頃は、本市福祉行政の推進につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、社会福祉法施行規則第9条の規定により、本市の所管する法人及び施設の状況を把握する必要がありますので、標記報告書及び調書を下記のとおり柏原市福祉指導監査課あて提出をお願いします。また、柏原市長あての監事監査報告書につきましても、現況報告書と併せて提出をお願いします。

なお、現況報告書並びに添付書類である貸借対照表及び収支計算書に加えて、社会福祉法の改正により平成28年度からは法人の定款についてもインターネットを活用した公表を行っていただく必要がありますので、現況報告書等の提出と併せてホームページの更新もお願いします。

記

1 対象法人及び施設

- ・ 柏原市域のみで事業を行う法人
- ・ 所在地が柏原市内である保育所
- ・ 所在地が柏原市内である定員29人以下の特別養護老人ホーム

※詳しくは柏原市福祉指導監査課ホームページをご参照ください。

2 社会福祉法人現況報告書及び施設調書の様式等

下記（1）～（6）を作成し、提出してください。各書類の作成については、別紙「現況報告書等作成上の注意事項」（以下「別紙」という。）も併せてご確認ください。

（1）報告書等の鏡文【別紙の1参照】

（2）社会福祉法人現況報告書

現況報告書記載要領をご参照ください。

- (3) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書、事業活動計算書又は事業活動収支計算書をいう。）【別紙の3参照】
エクセル形式による電子ファイルで提出してください。
- (4) 社会福祉法人調査票【別紙の4参照】
現況報告書と同様にエクセル形式による電子ファイルで提出してください。
- (5) 施設調書【別紙の5参照】
- (6) その他関係書類【別紙の6参照】

3 書類の提出について

上記項目及び別紙「現況報告書等作成上の注意事項」に記載しております必要書類を添付していただき、郵送、持参またはメールによりご提出ください。

4 提出期限 平成28年6月30日（木）

5 現況報告書並びに添付書類である貸借対照表及び収支計算書等の公表について

公表にあたっては、柏原市福祉指導監査課ホームページに掲載しております「「社会福祉法人の認可について」の一部改正について」の通知の「2. 現況報告書等の公表及び公表上の取扱いについて」を参照してください。また、社会福祉法の改正により平成28年度から法人の定款についても公表することとなっておりますので、ご注意ください。

なお、法人ホームページで公表しているアドレスが変更となる場合には、併せてご連絡をお願いします。

6 通知文書及び関係資料掲載ホームページ

柏原市福祉指導監査課ホームページ

【平成28年度社会福祉法人現況報告書及び社会福祉施設最低基準等状況調査書（施設調書）の提出及び公表について】

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2016052400017/>

（連絡先）

柏原市健康福祉部福祉指導監査課

電 話 072-971-5202

FAX 071-971-1801

（送付先）

〒582-8555

柏原市安堂町1-55

柏原市健康福祉部福祉指導監査課 あて

（メールアドレス）

fukushishido@city.kashiwara.osaka.jp